障害者の雇用促進・維持等に関する要請書

宮城県政及び仙台市政並びに労働行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

持続可能な地域社会の実現のためには、障害の有無にかかわらず全ての方が豊かに生きる権利の主体として存在し、安心して暮らせる社会を実現することが必要であり、障害者の社会参加は官民挙げて取り組むべき課題となっております。

特に「雇用」につきましては、社会参加のための基本となる活動であり、働くことを通じて社会参加から社会貢献へとつながるものであるとともに、企業としても魅力ある職場として人材確保の可能性が拡大するものであり、これらを進展させるためには、直接雇用の場を提供していただく事業主の皆様の御理解が大変重要となっております。

障害者の社会参加への意欲の高まりや、事業主の皆様の障害者雇用への御理解などにより、令和４年度の県内各ハローワークを通じた障害者の就職件数は 1,974 件と、年々増加傾向にあります。

しかしながら、令和４年６月１日現在の県内の民間企業における障害者雇用率は 2.21％と、法定雇用率(2.3％)を達成していない状況となっており、さらに、法定雇用率については、改正障害者雇用促進法において、令和６年４月より、2.3％から 2.5％に、令和８年７月より、2.5％から 2.7％と段階的に引上げられることとされています。また、本年８月末現在、いまだ 5,000 人余りの方がハローワークに登録して仕事を探しておられる状況である一方で、有効求人数は、新型コロナウイルス感染症の流行前の水準に戻っておらず、障害者の雇用環境の悪化が懸念されております。

こうした状況を踏まえ、宮城県、仙台市、宮城労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部は、連携を密にして、障害者就職面接会、各種セミナーの開催や職場定着支援、職場見学・職場実習の推進など、障害者雇用を推進する事業主の皆様や就職を希望する障害者に対する支援を引き続き全力で行ってまいります。また、障害者雇用促進法に基づく障害者に対する差別の禁止・合理的配慮の提供義務等について、事業主の皆様へ周知を図ってまいります。

つきましては、事業主の皆様におかれましても、障害者雇用促進法の規定に基づく責務を御理解いただくとともに、障害者が安定した職業に就き、職業生活においてその能力を最大限発揮することができますよう、次の要請項目について、会員の皆様にお知らせいただきますよう格別の御配慮をお願い申し上げます。

1　障害者雇用の一層の促進
2　法定雇用率未達成企業における法定雇用率の早期達成
3　職場定着に向けた取組の推進
4　職場見学及び職場実習の受入れ
5　障害者に対する差別の禁止・合理的配慮の提供

令和５年１０月１８日

一般社団法人宮城県経営者協会
会長　増子　次郎　殿

宮城県知事　村井　嘉浩　［宮城県知事之印］

仙台市長　郡　和子　［仙台市長印］

宮城労働局長　竹内　聡　［宮城労働局長印］

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
宮城支部長　吉野　祐一　［印］